

CO・OP中央デイサービスふたばの杜 刈谷北運営規程

(通所介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、かりや愛知中央生活協同組合が開設するデイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定通所介護(以下「介護サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 CO・OP中央デイサービス ふたばの杜刈谷北
- ② 所在地 刈谷市今川町山ノ神85番1

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、生活相談員と兼務)
- ② 従業者 生活相談員2名(常勤専従1名、常勤兼務1名管理者と兼務、)
看護職員 2名(常勤兼務2名機能訓練指導員と兼務、)
介護職員6名(常勤専従2名、非常勤専従4名)
機能訓練指導員 2名(常勤兼務2名看護職員と兼務、)
従業者は、介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、8月13日から15日まで、12月29日から1月3日まで
は休業とする。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までの7時間10分とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は1日35名(通常規模)とする。

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 生活指導(相談援助等)
- ② 機能訓練(日常生活動作訓練、個別機能訓練)
- ③ 入浴
- ④ 食事の提供
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 日常生活上の必要な介助

(利用料等)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- ① 第9条の通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスに要した送迎の費用は、通常事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり50円を徴収する。
- ② 食費は、900円(昼食、おやつを含む)を徴収する。
- ③ バスタオルのレンタルは、1枚につきクリーニング代として50円徴収する。
- ④ 紙パンツ(紙おむつ)は、1枚につき150円、紙パットは、1枚につき50円を徴収する。
- ⑤ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- ⑥ 利用予定日の前日までに連絡がない場合は、キャンセル料として900円(食費分)を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記の区域とする。

刈谷市(青山町、新田町、恩田町、井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町、一ツ木町、泉田町、築地町、朝日町)
豊明市

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、事前に利用者又はその家族に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 管理者及び生活相談員等による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用すること。
- ④ 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- ⑤ 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合があること。

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員等は、介護サービスの利用中に、利用者の病状の急変又はその他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医、家族及び緊急連絡先に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなう事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止の為の指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を第三者に漏らさない。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、授業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、かりや愛知中央生活協同組合と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年10月1日から施行する。